

令和5年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和5年7月6日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会長】ただいまより、令和5年度第2回の新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。それでは、本日の資料について、事務局から確認をしていただきます。

【区政情報課長】皆様、よろしくお願ひいたします。本日は、「令和4年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」及び「令和5年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件について」報告させていただきます。事前にお送りいたしました資料に過不足はございませんでしょうか。

事務局からは以上です。ご進行のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】まず、「令和4年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」の報告をお願いします。

【区政情報課長】それでは、令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について報告させていただきます。資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、初めの11ページが運用状況の概要になりまして、次のページ以降が詳しい内容が載っている本体の資料になります。これを全て説明しますと非常に長くなってしまいますので、本日は運用状況の概要を使って説明させていただきます。何かご意見や質問等ございましたら、お答えいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、概要の1ページ目、1番、公文書公開請求の状況について報告させていただきます。令和4年度における公文書の公開請求件数は340件、令和3年度に比べて55件減少したところですが、令和3年度と比較しまして、新型コロナワクチン接種に関する公文書の請求が減少したことや、工事設計書、屋外広告物許可に関する請求が減少したことが主な要因となっています。決定内容の内訳は、全部公開が172件、部分公開が115件、非公開が28件、公開率は91.1%です。なお、不存在を除いた公開率は100%となっています。

次のページをご覧ください。2ページ目は、実施機関別の処理状況です。こちらは記載のとおりです。次に3ページ目をご覧ください。分野別の請求状況です。令和4年度につきましては、例年どおりの傾向となりますが、一番多かったのが衛生課、こちらは食品衛生施設の一覧の請求が主なものになります。2番目に多かったのが道路課でして、道路維持工事の工事設計書の請求が主なものです。

なお、令和4年度については、都市計画課と男女共同参画課の案件が多かったことが、特徴的なところです。

続きまして、4ページ目をご覧ください。2番、自己情報開示請求の状況です。こちらは令和4年度における自己情報開示請求件数は146件、令和3年度と比べ13件増えております。昨年度と同様、住民票の写しの請求書、印鑑登録証明書交付申請書などの請求がありました。決定内容の内訳は、全部開示が94件、一部開示が20件、非開示が27件、開示率は80.9%でした。

次のページが実施機関別の処理状況ですが、こちらは記載のとおりです。6ページ目をご覧ください。分野別の請求状況です。こちらにも概ね例年どおりの傾向といったところでして、戸籍住民課、特別出張所につきましては、住民票の請求書、戸籍に関する証明書の請求書、印鑑登録証明書の交付申請書などの自己情報開示が主なものになります。また、介護保険課の自己情報開示につきましては、主治医意見書等々が多いところです。

続きまして、7ページ目をご覧ください。3番、個人情報業務登録の状況です。令和4年度末現在というところですが、新宿区は合計2,495件、業務登録を行っておりまして、昨年に比べて39件増えたところです。ここ2、3年の傾向としてコロナに関する事業を実施しており、業務登録が増えてきているといった特徴がありましたが、令和4年度についてもコロナ関連の事業を実施したことから、若干増えたところです。

続きまして、8ページ目をご覧ください。4番、個人情報ファイルの登録です。こちらは、令和4年度末現在518件で、昨年度から4件増えたところです。こちらにつきましても、例えば、総務部でいいますと、コロナ、物価高騰等対応関連の給付金の事業等が増えておりまして、これらの事業を実施したことによることが主な要因です。

続きまして、5番、個人情報を取り扱う業務委託です。令和4年度末では合計519件で、8件増えたところです。こちらにも、コロナや物価高騰対応関連の事業等を実施したことで増えたところです。

10ページ目をご覧ください。6番、目的外利用及び外部提供の状況です。(1)目的外利用は、令和4年度は33件で、前年度に比べて2件増えているところですが、こちらにも、給付金等の事業実施に伴い、対象者の抽出等で利用したといった状況です。

続きまして、(2)外部提供です。こちら106件というところですが、こちらにつきましては、主に、刑事訴訟法に基づいて警察署からの依頼があった際に外部提供を行っておりまして、こうしたところが、件数が増えた要因です。

続きまして、11ページ目をご覧ください。7番、外部電子計算機との結合状況です。こちらにつきましては、年々件数が増えておりますが、増えた件数のほとんどが、電子申請の手続

数が増えたことに伴う件数の増といったところです。

最後に、8番、公の施設の管理状況です。こちら指定管理者が指定管理を行っている施設ですが、こちらは96件と変わらない状況です。

概要につきましては以上です。詳しい内容につきましては、概要の次ページ以降でございますので、こちらでも少しご覧になりながら、何かご意見等ございましたらお願いしたいと思っております。説明は以上です。

【会長】ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問などございましたら発言願います。

【栗原委員】説明ありがとうございます。栗原です。今回のコロナの要因によって件数が増えたということでお話がありましたが、具体的にどういった情報を扱うケースが増えたのか、お伺いしてもよろしいでしょうか。

【区政情報課長】コロナの給付金につきましては、それぞれ対象者が決まっております、全員に給付するというものであれば、全件抽出すればいいのですが、例えば、住民税非課税世帯など、対象者が絞られる給付金の場合、対象者のデータを抽出して、申請書等をお送りしておりますので、そのようなデータを扱ったといったところが主なところです。また、新宿区では、学用品や入学祝金の給付事業も実施しております、学用品の対象者や入学祝金の対象者のデータについても取り扱わせていただいたところです。

【栗原委員】ありがとうございます。

【坂下委員】1点だけ質問なのですが、外部提供の状況について、警察署に事件捜査のため、防犯カメラの映像を提供していますけど、区の部局や施設の中で警察署から照会があった場合、個人情報の提供は行っていますか。警察署への外部提供って刑事訴訟法197条の2項に基づいているものであれば、法律に基づいているため、問題はありませんが、警察署の人が突然施設に来て、「この人の個人情報を見せて」と言われた際に、その人の個人情報を見せていないか確認をさせていただきます。

【区政情報課長】刑事訴訟法197条の2項に基づく照会以外は基本的には提供ができないと言っておりますので、区としては正式な照会があったときのみ情報を提供し、運用させていただいております。

【坂下委員】非常によいことだと思います。ありがとうございました。

【会長】ほかに質問はありますか。他にご意見がないようでしたら本件については、終わりにします。また、最後に時間をとりますので、そのときにご質問があれば、お願い

します。

次に、「令和5年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件について」です。こちらについては、案件も多いことから、10件ごとに区切ってご質問をいただく時間を設けたと思いますが、よろしいでしょうか。

では、事務局より審議案件の報告をお願いします。

【区政情報課長】まず、冒頭に管理運営会議について、ご説明させていただきます。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、昨年度までは、新宿区の個人情報保護条例に基づく運用をしていましたが、今年の4月に個人情報保護法が改正されまして、法に基づく運用に変わりました。昨年までは外部結合、業務委託等々を行う場合につきましては、条例に基づき、個人情報保護審議会に諮問させていただき、委員の皆様で議論し、ご了解いただけましたら、その事業を実施する形で運用させていただいたところでした。

今年の4月からは法改正により、個人情報保護法が区にも直接適用されるようになり、国から、個別案件については審議会での了解を条件とすることは認められないといった内容の通知やガイドラインが示され、昨年度までのように審議会での審議ができなくなった状況です。

そこで、区としましては、国のガイドライン等でも示されている、庁内での会議体での審議を行った上で、事業を実施するという形とさせていただいたところでございます。その会議体が、個人情報保護管理運営会議でして、各課は、この管理運営会議で内容の確認を受けた上で、事業を実施するという形に変えさせていただいたところでした。

ただ、セキュリティに関する案件につきましては、こちらの審議会委員である坂下委員、また栗原委員にも事前に見ていただきまして、セキュリティ面について不安があるところや、セキュリティ対策についてアドバイスをいただきながら、管理運営会議で審議して、事業を実施する形で、今年度から実施しています。

本日は、ご意見等いただけましたら、いただいたご意見を今後、生かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、案件について、はじめに1番から10番までご説明させていただきます。2ページ目の最後をご覧ください。なお、こちらの管理運営会議で審議した内容につきましては、区のホームページにて、どのように審議をし、事業を実施しているのか、区民の方に向けて公開させていただいておりますので、ご報告させていただきます。

まず、2枚おめくりいただきまして、No. 1の「行政手続のオンライン化等の推進」です。1番、事業内容の概要ですが、区では平成16年度から東京電子自治体共同運営協議会が

提供する東京共同電子申請・届出サービスを活用し、様々な手続をオンラインで受け付けている事業になります。これらの手続を追加した内容でございます。

なお、1ページおめくりいただきまして、電子申請の流れですが、申請者に専用サイトから申請していただき、東京共同電子申請・届出サービスの受託事業者である、富士通株式会社のサイトを通じて、新宿区に内容が届く仕組みです。申請者、東京共同電子申請届出サービス受託者、新宿区のそれぞれのセキュリティ対策につきましては、こちら黄色の枠の中で触れさせていただきます。例えば、新宿区ですと、ファイアウォール等々の実施、また、Web脆弱性の攻撃の防止等々のウイルス対策とデータ暗号化等々の内容について対策をさせていただきます。このような形でセキュリティ対策を行いながら実施しています。

続きまして、1ページおめくりいただきましてNo. 2の「AI-OCRの運用」です。AI-OCRは、紙の帳票を取り込み、電子化するといった技術でして、通常、紙のものをシステムに取り込む場合、今までほとんどの部署では、手入力で実施しているところですが、このAI-OCRを活用しますと、手入力が省略でき、業務改善が図られます。この技術について、新宿区では取り入れていこうと、進めているところです。具体的な内容につきましては、乳幼児健診業務で使用する紙帳票の入力する作業について、AI-OCRを入れて検証を行ったところ、1,500時間の短縮が見込まれるため、導入したところです。

次のページをおめくりください。新宿区がLGWAN回線を通じまして、AI-OCRの業者のサーバにデータをアップロードする形になります。そうしますと、その業者のサーバの中で、画像データが文字データへ変換されます。そのデータを新宿区がサーバ内で編集をして、取り込むといった内容でございます。新宿区とAI-OCRの業者のセキュリティ対策については、黄色枠のとおり実施するといったところです。

続きまして、No. 3の「『広報新宿』個別配達及びコールセンター業務」です。区では「広報新宿」を発行しておりまして、基本的には新聞を購読している方に新聞折込みという形で配布しておりますが、新聞をとらない方が増えておりますので、その方を対象に、個別配達を実施しています。

こちらの個別配達につきましては、これまで新宿区の職員が受付をし、職員が名簿を作成して、個別配達の実施者にお渡ししていたところですが、個別配達の実施者が非常に増えていまして、個別配達業務、電話での受付業務等々につきましては、今年度から業務委託といった形で実施させていただきます。現在の個別配達については、約8,500件になります。

次のページをご覧ください。まず、新宿区から、名簿を作成し、それをカギ付きカバンで運

搬して、委託事業者に提供します。委託事業者につきましては、②のとおり、区民からの個別配達の受付等々の電話も受けています。個別配達の名簿は、日々、対象者の増減がありますので、委託事業者が更新をしながら、定期的に新宿区と共有するといったところが③の流れになります。委託事業者は、この配達名簿を参考にして、区民の方に広報紙の配達をします。また、区民の方から広報紙が届いていないという連絡がありましたら、対応していただきます。なお、日々の業務の内容については、定期的に新宿区に報告いただく体制を組んでいるところです。業務の流れは以上です。

続きまして、No. 4、「健康保険料及び厚生年金保険料等」です。こちらにつきましては、オンライン事業所年金情報サービスが新たにできまして、今まで紙でやっていた手続をオンラインで行うよう、国から言われたところです。職員についても健康保険料や厚生年金保険料等の手続について、オンラインで実施するといった内容でございます。

次のページをご覧ください。これまで、新宿区の職員が、資格の取得や喪失、産休育休の掛け金の免除等の手続きの届出について、日本年金機構に紙媒体のものを郵送し、日本年金機構からの回答も、紙媒体で届いていたところですが、今年度からは②のとおり、日本年金機構からの回答は、全て電子データに変わったところでございます。

具体的には②のとおり、日本年金機構から、日本年金機構オンライン事業所年金情報サービスのe-Govのポータルサイトへ社会保険料の情報、保険料の増減内訳書等々の情報が入力されまして、その内容を新宿区がダウンロードして、情報を取得するといった形に変わったところです。これまで紙媒体で全てやり取りしていたことが、オンラインで行われるよう変更になったところでございます。

続きまして、No. 5、指定管理業務の「新宿区立四谷スポーツスクエア」関連の案件です。概要の2段落目、令和5年4月1日からの指定管理者の変更に伴い、講座利用に係る申請者の情報項目について、電話番号、メールアドレス、緊急連絡先、学校名、銀行口座情報、クレジットカード情報の新たな情報を取得する必要があるため、情報項目を追加するところです。

これまで講座利用でお金を支払う場合は、窓口でお金を払っていただいていたところ、利用者の利便性の向上のため、銀行振込みまたはクレジットカードでの対応もできるように変更するところです。

次のページですが、これまで講座申込みを受け付けるときは、住所、氏名、年齢、性別、電話番号等々だったところを、お金の支払いを銀行やクレジットカードでも可能とするために、

口座番号やクレジットカード番号を必要に応じて収集するため、収集項目を追加したところで

す。

続きまして、No. 6、「プレミアム付商品券の事業」です。こちらは例年実施しておりますが、今年度は若干事業のやり方を変更しました。具体的には、今まで広報などで広告し、その情報を取得した方が申し込む形でしたが、情報を受け取れない方もいらっしゃるのでは、今年度は、プレミアム付商品券の申込みハガキのついたチラシを全戸にお送りさせていただきます。事業のやり方を変えさせていただくので、管理運営会議にかけさせていただいたところで

す。

次のページをご覧ください。まず、①でございますが、全世帯の情報を新宿区のホストコンピュータから抽出し、データを出力しまして、委託先に全世帯の情報を提供します。委託先で送付用のデータ等々を作成し、再委託先が宛名情報の印字、周知ハガキを作成し、委託先が全世帯にチラシをお送りさせていただきます。その後、⑧で、区民の方が商品券購入希望の申込みを委託先にしますと、委託先で申込者のデータのグループ分け等々をしまして、申込者のデータをまとめるものでございます。

その後、当選するときに引越す方など、その方が商品券の対象になるのか確認が必要になりますので、再度新宿区で全世帯の情報を抽出して、委託事業者にお渡しします。委託事業者が、再委託先の応募者データと突合して、最終的に当選者を決定します。⑩ですが、再委託先より区民の方に引換券の送付、当選通知メールが届くところです。その後、区民の方が当選ハガキで紙商品券を購入します。なお、デジタル商品券の場合につきましては、本人情報に基づきまして、クレジット決済等々を行い、こちらの商品券を販売する流れになります。

商品券の利用等々につきましては、特段個人情報等は取り扱わずに事業が行われますので、点線で書かせていただいています。事業の周知から、商品券の購入まで、このような方法で個人情報を取り扱いながら実施しているところです。

次のページですが、プレミアム付商品券のコールセンター業務も委託先に、実施していただいているところです。こちら、区民の方からプレミアム付き商品券のことで不明点がございましたら、委託先のコールセンターで対応する形になります。対応する際に氏名、電話番号、問合せ内容、対応日時等の情報を必要に応じて、聞きながら対応します。

なお、店舗からのお問合せも当然受けませんが、その場合、特段個人情報等は取り扱わずに行います。

続きまして、No. 7、「売上向上実践講座運営委託」です。中小企業等々、コロナ等の影



響で非常に厳しい状況でしたので、売上向上のための支援として、講座等を実施しているところ

です。次のページをご覧ください。事業の流れとしては、新宿区から、事業について、区内の中小企業者に周知し、新宿区に申し込みをしていただきます。申し込みいただいた参加者の情報について、委託先に提供します。講座自体は委託先で行いますので、事業実施の当日に、委託先で新宿区から提供した参加者の氏名等々を突合しながら、講座の参加者を確認し、講座を実施していただきます。

続きまして、No. 8「私立認可保育所・認定こども園の運営費等給付事務」です。私立保育園の給付事務、保育園を運営するときの給付事務につきましては、補助金などのお金も扱うので、いろいろな書類のやり取り、例えば何時から何時まで何人の先生で何人の子どもを預かった等の情報をやり取りして、それを全てチェックし、金額を確認して給付する作業を約70園を対象に、毎月行っている状況です。ただ、書類も非常に複雑で、内容も多く、保育園の数も多いので、保育指導課はこの給付事務を行うために、多くの時間をかけて行っている状況です。また、保育園には事務の専門家が少ないので、この事務については非常に手間がかかり、大変だという課題があったところです。

このような業務における作業効率、事務の迅速化を図るため、今までメールや電話でやり取りしていたものを、クラウドストレージ、SNSツール等々を使ってやり取りを行い、迅速化を図るといった内容でございます。

次のページをご覧ください。こちらが給付における流れでございます。まずは、右側、保育事業者から、給付のための例月提出書類として、様々な書類を提出していただきますが、今までメールとかファクス等で送っていただいていたのですが、今後はこちらのクラウドストレージにアップロードしてもらいます。クラウドストレージから新宿区がダウンロードをして内容を確認します。未提出、また、修正等々がございましたら、このLOGOチャット、SNSツールを使ってその内容を報告します。必要によっては、新宿区でも修正をして、修正データをアップロードします。保育事業者はその内容を確認し、修正して、クラウドストレージに入れます。このような、方法をとることで、手続の迅速化を図っていきます。

続きまして、No. 9、「ベビーシッター利用支援事業」です。事業内容の概要ですが、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対して負担軽減を図るため、令和5年4月からベビーシッター利用料助成事業の実施を始めたところです。実際の民間事業者である株式会社パソナライフケアに、事業に係る業務を委託するため、管理運営会議に諮らせていた

だいています。

次のページをご覧ください。こちらが事業の流れでございます。初めに、区民の方がベビーシッターの事業者へ申請書を送付して利用の申込みをします。その後、受託事業者が、申請の受付をし、事前審査を行います。その中で、ベビーシッター事業者へ実際利用したか等々の確認をします。この申請情報について、データ管理を⑥、⑦で行いまして、この内容が新宿区に報告されます。新宿区で申請者情報の照合、審査、交付決定等を行い、⑩交付決定通知を紙で受託事業者へ送付して、受託事業者から決定通知を区民の方へ送付するといった内容です。

なお、区民の方からのお問合せについて、受託事業者でコールセンターを設けて対応しておりますので、問合せの対応に必要な個人情報等々についても取り扱っているところです。

続きまして、No. 10、「産後ケア事業」です。新宿区では、産婦の身体的回復と心理的な安定をサポートし、母子の愛着形成を促すことで、産後うつ防止、虐待防止等を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として、産後ケア事業を実施しています。令和3年度より病院を支援施設としてショートステイによる事業を実施してきたところです。令和4年度からは助産院を追加し、令和5年度からは新たにアウトリーチ型、訪問によるケアにつきましても開始させていただいたところです。このアウトリーチ型を始めることに伴い、管理運営会議に諮らせていただいたところです。

次のページです。まず、利用者が新宿区に利用申請を行っていただきます。新宿区で申請を受け付けまして、利用者情報のデータを入力します。そして、利用登録証を利用者に発行します。その後、利用者からアウトリーチを行う委託事業者へ電話で利用予約をしていただきます。受託事業所から新宿区に利用者情報の照会を受けて、問題なしと回答しましたら、実際に利用者と受託事業者で利用日の調整を行い、産後ケアを実施する流れになります。

10番までの報告は、以上です。

【会長】ご苦労さまでした。10件の報告をいただいたので、ここでご質問等あればお受けしたいと思います。

【松井委員】最後にご説明していただいた図でもいいですけども、新宿区のところにセキュリティワイヤ等盗難防止、いろいろ措置が書いてありまして、最後に、「年1回以上の立入り調査等を実施」とあるのですが、これは新宿区が委託業者を立入り調査するのか、あるいは、新宿区がどこか外部のところから立入り調査を受けるのか、どちらの意味なのでしょう。

【区政情報課長】こちら、新宿区が実際に委託事業者へ伺わせていただいて、個人情報の管理等々が行われているかを調査するものです。

実際、委託の場合は、委託事業を始めるとき、また、実際に実施している間という形で、2 回行うようにしております。その報告書については、区政情報課に報告するという形で、チェック体制も築いています。

【松井委員】ありがとうございます。

【会 長】ほかにいかがでしょうか。

【布施委員】9番のところではベビーシッター利用事業がございますが、この受託事業者というのはベビーシッターを派遣する事業者ですか。それとも別の事業者ですか。

【区政情報課長】こちらベビーシッターの事業者と受託事業者は、それぞれ別の事業者でございます。事務を行う事業者が、この受託事業者になります。

まず、最初にベビーシッターの事業者のベビーシッターを利用してもらうという形になります。ベビーシッターを利用してお金を払った後に、お金を助成する形になります。受託事業者から、ベビーシッターの事業者に対して、ベビーシッターの利用実績を確認してもらっています。

【布施委員】一般的に考えれば、ベビーシッターの事業者も、実績を書いたり、会計事務を当然やるでしょうから、受託事業者を仲介させる意味がよく分からないのですが、この受託事業者がやっている業務を、ベビーシッター事業者がやれば、単純な形になるのではないかと思います。なぜこのような形をとっているのでしょうか。

【区政情報課長】ベビーシッターの事業は、どこかの事業者がやっているというより、個人の方がやっていたり、事業所がやっていたりと多岐にわたっておりますので、事務を行う事業者を別に委託しております。

【布施委員】分かりました。そうすると、ベビーシッターを個人でやっていたり、事業者がやっていたり、多岐にわたっているため、本来、役所がやる事務作業を代替で、事務をやってもらっているということですか。

【区政情報課長】業務の効率化等々も踏まえて、委託をさせていただいているところでございます。

【布施委員】今まで、10番までの事業の中で業務委託を相当やっていますよね。それで、情報処理についても各事業者にお願ひし、個人情報も預かっていただくというのが相当数になるのですが、同時に情報処理は区でも直接やっているものがあります。そうすると区でやるものと、委託をしてやるものとの区分けというのですか、考え方は何か基準があるのでしょうか。

【情報システム課長】情報のセキュリティポリシーを新宿区では設けておまして、その基準

に従って個人情報の取扱い等についての基準を設けておりますが、区分けとして、どこまで委託業者に取り扱わせるといった線引きというのは設けておりませんので、個々の事業それぞれで判断をしていただきます。情報のセキュリティポリシーに従って判断してもらおうという形でやっています。

【布施委員】 そうすると、これは区でやらなくてはいけない。もしくは、ほかのところに委託ができないというコアな部分というのは何かあるのですか。例えば、住基情報や税情報というのは区で確実にやって、外部に委託しないですね。それ以外の、業務の多岐にわたってそれぞれの委託をする、委託せざるを得ないという現状があるのだと思いますが、その区分けについてはいかがでしょうか。

【情報システム課長】 布施委員からのご指摘で申し上げますと、例えば、税について、あるいは住基の情報といったものについては、法律がありまして、特に税やマイナンバーについては法の中でかなり縛りがありますので、当然のことながら、それらについては法にのっとった形でやっています。それ以外の業務については、当然、法にのっとってやった形でやっているものもありますが、個々に判断する形で対応させていただいている状況になります。

【布施委員】 分かりました。

【香川委員】 今の布施委員の質問と少しかぶるかもしれませんが、今の運営会議の審議案件の番号で言うと、1、4というのは、特別区全てが、おしなべて協議されているものかと思いますが、2、3というのは、恐らく特別区の中でも事務の合理化という観点から導入しているところとしていないところがあるかと思います。それから、例えば8なんかは、こういった補助をしている特別区と、していない区もあるので、新宿区固有のものなのかもしれませんが、例えば、審議案件の2、3なんかですと、ざっくりでいいのですが、導入状況について、ほかの区と比較して、どのような感覚でしょうか。

【情報システム課長】 今、手元には資料を持っていないのですが、AI-OCR、2番のところにつきましては、比較的導入が進みつつあるという状況にございまして、23区中で何区やっているかというのは、正確な数字は持っていませんが、数区は始めているという認識になっております。

ご紹介させていただきますと、東京都で、GovTech東京というDXを進めていこうという機運の中で、新たな一般社団法人を設置予定ということで進めておりまして、9月から、その団体が運用開始になる予定になっています。その中で、東京60数団体、自治体と協働して、そのデジタルのツールとかを調達してやっていきたいと思いますという話がありまして、その中

の1つに、AI-OCRも協働の調達をしてやっていこうという話が今進んでいます、新宿区は先行して導入しておりますので、GovTech東京と一緒に調達移行ということも場合によってはあり得るという状況でございます。

この8番の私立認可保育所・認定こども園の運営費等給付事務に係る外部結合につきましても、東京都の協力をいただいて、事業を運用していきまして、このデジタルツールの導入に当たっては、東京都のデジタルサービス局の職員も一緒に入っていただいて、アドバイスをいただきながら進めていったという状況でございます。そういう意味では、かなり先行して導入をした事例になっています。東京都は新宿区をモデルケースとして、各自治体に横展開したいという話もありまして、この事業については他の自治体でも導入をしていきたいという話をいただいている状況になります。

【香川委員】ありがとうございました。

【区政情報課長】先ほどの3番の「広報新宿」の話で少し補足しますと、「広報新宿」に関しては他区では、全戸配布を業者に全て委託して配布している区もございます。

また、広報紙の作成につきましては、新宿区はデザインなどを自前でつくっているところがありますが、23区では、デザインから作成まで、ほとんど委託をしているという状況なので、他区と比べて異なるところです。なお、区政情報の発信というのは広報紙だけではなく、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS発信も増えていて、広報の事務軽減、広報新宿の作成、配布の事務量の軽減というのは非常に大きな課題になっていますので、そういったところは進めていかなければならないと考えているところです。

【香川委員】ありがとうございました。

【布施委員】先ほどの8番について、これは委託事業者をお願いするのではなくて、自分で開始するものなのですか。クラウドストレージって、真ん中にある部分ですよ。今までの経緯だと新宿区がどこかの業者に委託をして業務を代わってもらって処理をするというのがよくあるパターンだと思いますが、これは違いますか。

【情報システム課長】これは自前で開発するのではなくて、既にあるボックスというもので、クラウドストレージのサービスを利用する形になります。

【布施委員】開発ではないということですか。

【情報システム課長】もともとあるものを利用させてもらうという形になっています。

【栗原委員】地域商業活性化推進事業のところで、委託先と再委託先という形で記載があったと思うのですが、先ほどまで、委託先に関してはという話がありましたが、再委託先まで実際

に委託事業が及ぶ場合も、新宿区としての対応ですとか、今後、委託先を増やしていくというお話もありましたので、委託先のみで完結する事業であればよいと思いますが、より関係者が広がってきた際の新宿区としての対応というか、そのあたりの方針は何かありますか。

【区政情報課長】事業実施に当たって、委託先との協議の中で再委託がやむを得ないという状況であった場合に再委託を認めるという形になりますが、基本的に再委託を認める、認めないというのは当然、区のほうで了解を得ないと認めないという形になっておりますので、委託先が勝手に再委託するといったことは認めていないといった前提がございます。

再委託先で個人情報の取扱いがしっかりなされているかというところを、基本的には委託先でしっかりチェックをしていただいて、新宿区に再委託先の内容も含めてご報告いただくという形になります。もし、新宿区のほうで直接見る必要がある場合がありますら、当然、区から直接再委託先にも監査することも必要に応じてやっていくという形で、運用させていただいているところです。

【栗原委員】ありがとうございます。

【香川委員】今の栗原委員のご指摘は非常に重要なところだと思うので、追加して一点だけですが、これまでのいろいろな事故事例を見ましても、確率的には再委託先がコントロールできない、もしくは緊張感が欠けてしまったというケースがあるというのが多いと思います。ヒューマンエラーが多い中で、どうしてもコントロールが及びにくいという構造です。再委託先のコントロールについては、委託先が基本的に責任を持つというのは、それはそれでそういった立てつけですし、やむを得ないと思うのですが、状況によっては直接立入りをするとか、あるいはリスクの問題というのはなしに、アトランダムにピックアップして、システムティックに何件に1件というか、100件に1件でも、50件に1件でも行くとか、恐らく委託先の立入り検査といっても、事前に日時を告知してご準備をいただいて行くケースのほうが多いと思いますので、委託先には、別に抜き打ちで行くことがいいということではありませんが、中にはそういった特に情報の重要性の高いもの、ほかの事例に鑑みてリスクが高いというところについては、ほかの行政に先駆けて、新宿区でもそういったことにチャレンジしてみるということも検討の余地はあるのかなと思うところでございます。

【川野委員】先ほどから委員の皆様が問題意識として持っていたら、無駄な情報の行き来というか、再委託などについては、昨年度までは、審議会の役割が異なっていたこともあって、まず、事前にセキュリティアドバイザーの方々にアドバイスをいただいた上で、さらに審議会ですら再委託の問題や、情報セキュリティの問題、お金の使い方など、審議会の役割として適切か

どうか離れたところでの議論があったとは思いますが、とはいえ、担当の職員がいて、委員の皆さんのご意見があって、その中で個人情報保護や情報セキュリティについて審議する側面がありつつも、区政のあり方についての議論もあったとは思いますが。今年度、役割が変わって、今までは事前にセキュリティアドバイザーの方の意見があったところが、今は管理運営会議の中で行うことになっていますが、実際に、この運営会議は、内容としてはセキュリティアドバイザーの方々のご意見を伺うことが主となっているのか、それとも、昨年度の審議会のような形で質問が飛び交う状況にあるのか。この審議会では、実際事業をどうするかという場面ではなくて、もう行われるとなっている事業について審議するという事なので、その中身については、あまり必要などころではないとは思いますが、どういう雰囲気で行っているのでしょうか。

前回のご説明だと、下には分科会があるとおっしゃっていて、そこで実績などの話がついていて、管理運営会議は形式的に会議は行われているのか、それとも実質的な議論とかもあるのか、雰囲気を伺いたいと思います。

【区政情報課長】まず、事前にセキュリティアドバイザーの方々のご意見をいただくところは同じでございます。その後、今まで審議会等々でいただいた意見をもとに、チェックリストをつくりまして、分科会では、チェックリストをもとに個人情報保護の対策が、所管ごとにできているのかというのを全てチェックする形になります。提出された資料の中に書いていない項目があった場合には、所管に確認して、しっかりと対応しているのかというのを、全て確認します。全てクリアしたと確認が取れた段階で、初めて管理運営会議にかけさせていただくという形をとらせていただいております。

分科会は、昨年度以上に、新宿区で、しっかりとチェックをしないとイケないというところもありますので、非常に細かくチェックをしています。区政情報課の職員と情報システム課の職員は、その点は時間をかけてやっております。

管理運営会議につきましては、会議体のメンバーが副区長をトップにして各部の部長で構成されています。副区長、部長になりますと、いろいろな経験がありますので、先ほど香川委員がおっしゃった内容ですが、例えば、外部に情報を持ち出すとか、再委託先に持ち込むときには、事故が起こりやすいなど、会議の中でご意見が出ますので、このような場合は大丈夫か、情報を持ち出す際、運搬はしっかりできているのかなど、管理運営会議では、1件1件、丁寧にチェックさせていただいております。

事業のことをよく知っている方々で構成されており、細かい内容についてご指摘いただきな

がら審議していますので、去年度以上に緊迫感を持った雰囲気でもらせていただいております。

【川野委員】 どうもありがとうございます。

【坂下委員】 個人情報の保護の審議会なので、セキュリティについてちょっと伺います。まずは、2番と4番、それから9番、10番。これらの事業は紙媒体のやり取りがあるものです。これらの事業については目的が達成されたら紙を捨てること。これを徹底しないと個人情報が流出するリスクが高くなる。3番は委託先に個人情報を渡して、委託が終わったら返すと言っているが、その情報を目的外利用するリスクはないかということは確認したほうがいい。

あと、5番については、施設に置いてあるパソコンがほかの業務と兼用か、その業務の専用かどうかということ。専用であれば多分問題ないけれども、兼用でやっているともメーカーからウイルスが入って来たりしますよね。個人情報はアタックを受けやすいので、確認したほうがいい。問題は6番、7番、8番です。

6番は、過去に他の自治体で、漏えい事故がありまして、プレミアム付商品券は、委託先がアタックを受けて、市が個人情報を漏えいしてしまい、謝罪しています。あと、メールで送る際にブラインド加工をやらずに、そのまま送ってしまいました。これは、焼津市の例になりますが、こういうことが起きないように気をつけたほうがいいです。

あと、7番は、受講生の口座情報ですよね。埼玉県で去年もアタックで漏えいしているので気を付けてください。

8番は、情報システム課の話になりますが、先ほど、入れ物を借りているだけと言っていましたよね。この図を見ると個人情報であるということを理解して扱っているはずですが。クラウドの難しいのは、契約ではなく、利用約款なので同意をするしかない。そのクラウド事業者が個人情報を扱っているというサービスレベルアグリーメントになっているのかという確認はしなければいけない。その上で、預ける、預けないというのを進めていただきたいと思います。

【会 長】 よろしいですか。では、11番目からまた説明をお願いいたします。

【区政情報課長】 それでは、11番目からご説明させていただきます。No. 11は「女性の健康支援事業業務委託」です。こちらにつきましては、7番と同様の内容でして、女性のための健康セミナーを事業者へ委託をして実施する内容でございます。

次のページをご覧くださいと思います。区民の方からセミナーやイベントの申込みを新宿区が受けて、申込者の情報を受託事業者にお渡しをします。受託事業者はセミナーを実施しまして、アンケートを区民の方に配布します。そのアンケートを回収し、集計して新宿区のほうに報告をするといった内容です。



続きまして、No. 12、「建築確認等電子申請システム」です。事業内容の1番でございますが、現在、区と都の間で、建築計画の概要書等の建築情報を共有する場合は、都庁交換の交換便で、紙でやり取りをしている状況ですが、デジタル化の流れといったところで、東京都が建築確認等電子申請システムを構築したところに伴い、この建築情報をデータでやり取りをするといった内容に変更にするということでございます。

次のページをご覧ください。データのやり取りの流れでございます。まず、東京都が建築計画の概要書等をスキャンして、建築確認等電子申請システムにアップロードします。そして、アップロードした内容を新宿区が確認をします。場合によってはコメントの入力また回答用様式ファイル等々の添付を、電子申請のシステム内容に入れます。そして、最終版をアップロードするなどといった流れでございます。要は今まで紙でやり取りしていたものを、電子申請システムを通じてデータでやり取りするといった形に変更するといった内容です。

次に、No. 13、「部活動運営支援事業」です。こちらは教職員の働き方改革といったところが目的ですが、これまで部活動の指導員の配置について、学校の先生が部活動をやっていたところですが、学校の先生が部活動指導員をやるのが難しい場合につきましては、代わりの方を学校が探して配置していたところですが、なかなか学校が求める条件を満たす部活動指導員の確保が非常に難しいといった状況が課題となっていたところです。こういったことから、専門事業者に、部活動指導員の配置業務を委託して、全小中学校に配置する部活指導員を30部活動程度に拡充をするといったところを今年度から取り組んでいるところです。

次のページをご覧ください。部活動の指導業務につきましては、まず委託先に保護者から部活動運営システムへの登録を希望し、システムに登録します。実際、保護者が部活動への出席、欠席、遅刻、早退等がある場合については、委託先に連絡するといった形でございます。また、委託先と保護者につきましては、開催状況、各種情報につきましては、それぞれやり取りするといったところでございます。また、委託先と新宿区の関係ですと、小中学校に部活動の指導のために委託先が訪問する。また、学校行事また部活動の生徒児童の出欠報告等々につきましても、新宿区と委託先でやり取りするといった形です。部活動運営システムの登録希望兼同意書の返却ということで、最終的には委託先にある個人情報全てをお返ししていただくといった形となっています。教職員の負担軽減等を図るといった意味合いで、このように事業を行っているところでございます。

続きまして、No. 14、「子ども読書活動の推進」です。事業内容でございますが、第六次新宿区子ども読書活動推進計画、この計画策定をするために、委託事業者に委託して、アン

ケートを実施してもらうといった内容です。

次のページをご覧ください。新宿区で対象者データを抽出しまして、対象者データを委託事業者にお渡しします。委託事業者から区民にアンケートの調査票を送付して、区民の方から返信していただいた内容をまとめます。その報告書を区に提出するといった内容です。

続きまして、No. 15、こちらもまたオンライン申請の話で、1番と同様の内容ですので、割愛させていただきます。

続きまして、No. 16、「区政モニターアンケート業務委託」です。こちらの事業につきましては、以前から新宿区でやっているところですので、5,100名の対象者にアンケートモニターの登録依頼を行い、その中から1,000名をモニターとして委嘱して、年4回アンケートを実施しているところがございます。こちらの事業者は、毎年入札で決めているところですが、今年の入札で決定した事業者から発送物の封入封緘業務につきましては、できれば再委託とさせていただきたいという申し出がありまして、その再委託先につきましては、プライバシーマーク等々を取得しているなど、安全性を確保できるということが認められたことから、再委託を行ったところがございます。

次のページです。こちらにつきましては、今まで委託先にやっていた業務を、入札により決定した事業者が、封入封緘業務のみ再委託の申し出があったことから、その業務のみ再委託をさせていただき、事業を実施するといった内容でございます。

続きまして、No. 17、「ふるさと納税ポータルサイトサービスの導入について」です。新宿区では、令和5年10月からふるさと納税の返礼品を導入するために、現在準備を進めています。様々なサイトから新宿区にふるさと納税ができるようにするために、利用できるふるさと納税のポータルサイトの拡充を進めているといった内容でございます。

次のページをご覧ください。現在、ふるさと納税につきましては、トラストバンクのふるさとチョイスから寄附ができるようになっていますが、新宿区でも10月から返礼品を導入するところで、ふるさとチョイス以外のサイトからも、ふるさと納税ができるよう、現在進めているところです。基本的には、ふるさとチョイス以外のサイトも同様の流れになりまして、ふるさと納税寄附者から、ポータルサイトにふるさと納税の申込みをしていただきます。申し込みいただいた内容が、新宿区に通知されるものになります。

続きまして、No. 18、「新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業」です。新宿区では、7月から給付が始まっているところですが、住民税非課税世帯、また、新宿区独自でございますが、住民税課税世帯の所得の合計が300万円未満の世帯を対象に、1世帯3万円を物価高

騰対策として給付事務を現在進めているところです。

なお、この給付につきましては、まず最初に、新宿区から地方公共団体システム機構に住所地、税情報また公金受取口座の照会を行います。マイナンバーカードで公金受取口座の登録をしている方については、基本的に対象者については自動で振り込みます。また、登録をしていない方については、確認書を送付して、受取口座を確認して振り込みます。そのような流れになりますので、この給付金につきましては、最初にJ-L I Sのほうに、公金受取口座の照会を行っております。それを踏まえて、データベースを作成して、対象者の情報を委託事業者にデータをお渡ししています。委託事業者が、⑤対象者データを確認して印刷データを作成します。⑥「赤字のところについて、既にJ-L I Sに公金受取口座を登録している方については、この段階で振込案内の通知を出すこととなります。

一方で、公金受取口座を持っていない方につきましては、確認書の印刷データを送付して、再委託先で印刷、封入封緘した上で、委託先から確認書を区民にお送りします。確認書が返送されて、受取口座を確認した上で、改めてデータを提供します。こちら公金受取口座等、⑥「、また⑩の情報も全て統合した上で、支給予定データの送付を新宿区にすることとなります。

新宿区で最終的に対象者かどうかというところを、支給予定データの内容を確認して、支給不支給の判定をする形になります。新宿区で支給不支給の判定をした情報を、⑬で委託先にお渡しした上で、支給不支給通知を印刷します。最終的に支給不支給通知を区民の方にお送りいたしまして、給付金が給付される流れになります。

続きまして、N o. 19、電子契約の内容です。電子申請を扱っている東京電子自治体共同運営協議会のサービスに電子申請ではなく、電子契約サービスといった機能もございまして、こちらを導入するという内容です。

次のページをご覧ください。まずは新宿区から電子契約サービスに契約書を送信し、契約を行う相手方に契約書の確認のメールが送られます。契約の相手方が契約書の承認を行うと、承認をしたという確認メールの通知が届きます。最終的に新宿区が契約書の承認をしますと、契約書が締結される形になります。契約書が締結されると、⑥契約締結メールが通知されますので、契約書の内容については、お互いに電子契約サービスからダウンロードして保存するという内容となっています。

続きまして、N o. 20、「給与からの住民税特別徴収にかかる税額通知書の電子的送付」です。こちら、会社員の方の特別徴収をすることになりますが、会社に対する税額通知また会社員に対する税額通知書というものを、これまで紙でやっていたところを、会社の希望により、

紙だけではなくて、電子でも通知ができるといった制度が令和6年1月1日から施行されますので、会社に対する特別徴収税額通知書、また、それぞれの会社員に対する税額通知が、人によっては、今後、電子で送付される形に変わりますので、その制度の導入に伴う内容でございます。

次のページをご覧ください。まず、青字の特別徴収義務者用というのが「会社」、赤字の納税義務者用というのが「会社員」という、イメージを持っていただければと思います。まず、特別徴収義務者、「会社」がeLTAXを通じて電子申告を行います。この申告データがASP事業者を介しまして、新宿区に申告データがまず送信されます。それに基づいて、新宿区が税額通知のデータを作成いたしまして、⑨、⑩、⑪を経由しまして、会社に特別徴収税額通知データが送付されます。

併せまして、「会社員」の特別徴収税額通知データも新宿区で作成する形になります。もし会社が、紙でなく、データで会社員にお渡ししたいというご希望がございましたら、⑧ですが、通知データをeLTAXに新宿区からお送りしまして、最終的にeLTAXからは、保護番号通知、いわゆるパスワードが、Aさんのパスワード、Bさんのパスワードという形で、データとその保護番号が通知されます。会社から会社員に対しまして、そのデータとパスワードが付与されて、それぞれ会社員が自分の特別税額通知書を確認するといった流れになります。

【会長】ご苦勞様でした。11番から20番までで何かご質問ございますか。

【松井委員】共通的なことですが、今の最後の絵でもいいですが、右上のほうに「個人情報保護法等の遵守」云々と5つありますが、この4月から自治体の要件を満たす、漏えいが発生した場合、国への報告義務があると思いますが、この3カ月で国へ報告した事例があるのかということ、発生時の対応について、先ほどのお話にもあったように委託や再委託もあると思いますが、委託先や再委託先が起こした場合も恐らく、新宿区が報告を行わないといけないと思うのですが、委託先で起こした場合、即座に新宿区に上がってくるような体制が構築できているのか、お聞かせ願えればと思います。

【区政情報課長】国に報告するといった事故は今まで発生しておりません。委託先や、区の事務でもそうなのですが、基本的に個人情報に関する事故が発生した場合は、以前から、マニュアルにおいて、速やかに所属長そして区政情報課に、まずは一報をするという体制は整えておりまして、その後、漏えいした相手方に謝罪や、公表するなど、一定の事務として全てマニュアル化されておりますので、各課はマニュアルに沿って速やかに対応してもらおうといったところで、確立させていただいています。

委託の仕様書につきましても、当然、事故が発生した場合は、速やかに報告する内容が入っていて、我々の日々の研修の中でも、事故が発生した場合については、委託先にも速やかに報告する体制を構築するように徹底させていただいております。

【松井委員】ありがとうございます。

【香川委員】今の松井委員のご質問と少しかぶるのですが、万が一、事故が起きたときの対応について、現実には、私の属する業界の東京弁護士会協同組合の社会保険労務士事務所が委託先で事故が6月にありまして、事故報告というのが協同組合のほうに、お詫びや報告、その後の対応を郵送でいただいたのですが、今ご説明いただいた18番とか20番とかは規模が大きいので、一定の確率で事故が起きることは、避けられないだろうと思いますが、そういった場合の対策として、様々なマニュアルを揃えているということですが、万が一に備えるために、新宿区としては、そのための予算がとられているとか、あるいは、保険をかけているとか、あるいは、外部に委託していた場合、委託先の費用で行うとか、委託先が持つわけではなくて、何か予備費みたいなものがあるとか、その辺のイメージはどのような状況なのでしょうか。

【区政情報課長】まず、予算の段階で事故が生じるという前提で事業を組んでいませんが、仮に事故が生じてしまった場合で、額が非常に多い場合については、議会にも説明した上で、補正予算を組んで対応する形になるのではないかと思います。

【香川委員】ありがとうございます。新宿区が頑張っても避けられない事故については、やむを得ないこともあると思いますが、ヒューマンエラーなどの確率を少しでも下げるために、再委託先にも一定の緊張感を持っていただくため、新宿区は、再委託先にもアトランダムで立入りの検査に来るといふ噂を立たせるなど、少しでもできることがあれば、ご検討いただく余地があるかなと思います。

【会 長】他にいかがでしょうか。

【坂下委員】業者によって、プライバシーマーク及びISMSとか、ISMSのみと書かれていることがありますが、これはそれぞれ意味が全然違って、プライバシーマークというのは基本的に個人情報保護法で規定されている以上に厳格に管理しているという意味を示しているものになります。ISMSというのは、専門用語を使わずに申し上げますと、私の会社ではこれが宝物ですと指定し、その宝物については、セキュリティを設けますというのがISMSです。だから、ISMSを持っている事業者の場合には、何に対するISMSなのかは、分かりません。

例えば、委託事業を受ける会社の個人情報が入ったサーバが宝物ですというISMSを持つ

ていた場合、これは適当なものがありますが、会社の中の開発サーバが宝物ですとなっていた場合、全然違うセキュリティになってしまうので、委託先を審査するときや、委託先を決めるときに、よく考えておいたほうがいいです。

【区政情報課長】残りの案件についてご説明させていただきます。

まず、No. 21、「保養所の宿泊希望者の施設予約」の内容です。先ほど説明した内容で、似ているものがありました。これまで保養所につきましては、受付業務につきまして、はがき、電話、来店といった、アナログな手段でやっていましたが、10月1日からインターネットの予約も開始する予定です。

次のページをご覧ください。こちらの保養施設、ネット予約を始めますので、まず、利用者は、委託先に利用者登録をしていただき、希望する保養施設に予約を入れます。抽選の場合は、予約の可否について、結果通知が来るといったシステムでございます。このような形でネット予約をできるようにするための変更といった内容です。

続きまして、No. 22、「地場産業の魅力発信」です。新宿区では、染色業、印刷、製本関連業が、地場産業であります。この染色業の発展といった意味合いで、はたちのつどいにおきまして、参加者に着物を貸し出し、さらに新宿区染色協議会の出展ブースでPR活動にご協力いただくことで魅力を発信するといった事業を実施します。令和5年度の着物の貸出対象者は10名といったところで、貸出対象者の氏名、住所、電話番号等々の収集を行います。

次のページをご覧ください。まずは、新宿区に事前申込みをいただくこととなります。新宿区が、それぞれ10名の対象を決定しまして、区民に通知をします。また、その情報について委託先に情報提供するといった形になります。来年のはたちのつどい、これは成人式のことですが、成人式の会場で実際に委託先の方が10名の方に着物の貸付けを行ってPR活動もしていただくといった内容の事業でございます。

続きまして、No. 23、「女性デジタル人材育成支援事業」です。こちらをご覧ください。こちらにつきましても、No. 12のセミナーの内容を事業者にやっていただくといった内容でございます。次のページをご覧ください。こちらの委託事業者に対して、セミナーに参加したい方に参加申込みをしていただきます。参加申込みの結果通知を受けた上で、イベントに参加していただく形になります。

なお、委託事業者が、受講者の氏名、生年月日等々の情報を得るところでございますが、イベント会場にはこちら参加者名簿（氏名のみ）を持参すると聞いています。

次のページですが、委託事業者につきましては講座だけではなくて、個別就労相談も受けて

いただくという形になります。メールやZ o o mで相談を受けるという中で、氏名、生年月日、メールアドレス、また、それぞれ就労相談をするのに必要な情報を得る形になります。

次のページをご覧ください。N o . 2 4、「生活保護のシステム関係」です。現在、生活保護を受けている方につきましては、病院で医療を受ける場合、福祉事務所が紙の医療券というものを発行し、その医療券を病院に持参して受診します。医療にかかったお金は福祉事務所が払うこととなりますので、医療券を持って医療を受診していただくこととなります。今まで、医療券は紙で発行して、紙の医療券を病院に提出して、医療を受けていただくという形でしたが、その医療券をオンライン化しようというのがこのN o . 2 4の内容です。

次のページをご覧ください。医療券をオンライン化するといった内容がこちらの資料1でございます。まず、生活保護の受給者が医療を受ける場合につきましては、まず、新宿区の福祉事務所に医療券の申請をしていただきます。オンライン資格確認を行う場合は、マイナンバーカードが必要となりますので、マイナンバーカードを持っていることが必須条件となります。生活保護受給者が新宿区の福祉事務所に申請をしますと、住民番号、個人番号等を福祉事務所が確認をして、生活保護システムに入力する形になります。実際、医療券の発行手続になりますと、新宿区の生活保護システムから、富士通のレセプト管理システムを経由しまして、医療関係の支払基金の医療保険者等中間サーバを介してオンライン資格確認等システムに連携され、医療券を発行したといった情報が支払基金のオンライン資格確認等システムに入力される形になります。

その後、生活保護受給者の方が病院にかかると、病院側が支払基金のサーバで、医療券が発行されているのかを確認する形になります。実際、病院で医療券を発行していることが確認できたら、病院で診察を受けられるという仕組みになります。今まで紙で出していたものが、オンラインでできるようになったものが1つ目の内容でございます。

次のページをおめくりください。続きまして、健診情報の内容です。こちら新宿区側が、生活保護受給者の方の健診情報について、オンライン資格確認等システムの中に健診情報も入力される形になります。そのことにより、生活保護受給者が受診するといった際に、指定医療機関が健診情報を確認し、医療の受診の際に役立てていただくといった内容のシステムが、この資料2の内容になります。

続きまして、N o . 2 5、「結核患者の医療支援のためのオンライン化」の内容です。こちら事業概要でございますが、現在、結核患者に対して、保健予防課の担当保健師が月1回、服薬ノートのコピーを患者に持ってきてもらって、服薬確認をしているところですが、リアルタ

イムで確認ができないところが課題になっているところがございます。それを解決するために、オンラインを活用して、リアルタイムでできるようにするという仕組みでございます。

次のページをご覧ください。こちらWeb版の「飲みきるミカタ」ですが、まずは結核患者がWeb版飲みきるミカタにユーザー登録していただく形になります。ユーザー登録すると、服薬時間にメールが届くようになります。服薬した場合、服薬をしたという情報を入力していただきますと、その情報が保健所のほうに通知されます。仮にもし服薬をしたという記録のメールが届かない場合は、保健所から「服薬してください」というメッセージが届くといった仕組みでございます。このシステムを導入することで、リアルタイムに服薬状況を確認できるようにするものでございます。

続きまして、No. 26、「自転車用ヘルメット購入費助成事業」です。こちらは、令和5年4月1日から道路交通法の改正がされまして、自転車に乗る場合、ヘルメットの着用が努力義務になったというところに伴い、新宿区で、購入したヘルメットに対する助成金を出して、ヘルメットの購入につなげていくといった取組でございます。

この内容につきましては、まず、ヘルメットを購入した方から申請書類を出していただきます。委託先が申請書類の整理、事前審査、台帳登録をした上で、その情報が新宿区に來ます。新宿区が最終的に審査、決定をした上で、決定通知を委託先に渡して、決定通知の封入まで、やっていただき、実際の送付や助成金の支給については新宿区が行うというものでございます。

続きまして、No. 27、「就学相談における心理検査業務」です。事業内容をご覧ください。「まなびの教室」という、発達障害等により特別な指導を必要とする児童・生徒が通う特別支援教室のことでございますが、就学相談における就学支援委員会の審査を経て、利用が適当と判断された場合に利用ができます。審査に当たっては、心理検査結果が必要となっており、これまで、まなびの教室利用の期間の更新につきましては、年度ごとに利用児童の保護者に意向確認のみ行っていたところでございますが、令和4年度より東京都の特別支援教室の運営ガイドラインに準じまして、区のまなびの教室の利用期間終了後も、引き続き指導を行うために、改めて審査を行うことにしたところです。

これにより、令和4年度に利用している児童は、令和6年度も利用希望する場合については、再度、今年度に審査が必要になったところです。これまで心理検査につきましては、区の職員の対応で、件数的に十分賄えていましたが、件数が非常に増えて、区の職員だけでは対応できなくなるといったところに伴い、委託をするといったものでございます。

次のページをご覧ください。利用申請者、実際は保護者になるかと思いますが、学校に申請



書を出していただきます。その内容が②になりまして、教育委員会に提出されると。新宿区も教育委員会から申請者情報をまとめた上で、委託先に提供する形になります。利用申請者には委託先に検査の予約をしていただきまして、心理検査を実施することになります。結果につきましては、教育委員会、学校に提供されて、最終的には利用申請者の児童に提出されるといった形になっています。

続きまして、No. 28、「学校給食費の助成事業」です。新宿区では第2子以降の小中学校の学校給食費を無償化する事業を実施することに伴い、その業務委託の内容でございます。

次のページをご覧ください。まず、新宿区が、学齢簿や就学援助システムから対象者データを抽出します。そのデータを委託事業者にお渡しして、委託事業者が再委託先でデータを取込み、決定通知書、制度周知チラシの印刷をしていただいた上で、委託先から発送して保護者の方に決定通知書等々を発送するといったものです。

その後、今まで引き落とされていた給食費が、引き落とされなくなりますので、引き落とされないようにするために行う経理事務作業となっているところでございます。なお、保護者への対応につきましては、委託事業者で随時対応していただく形になっているところでございます。

続きまして、No. 29、「地方税の手続における電子申告等及び電子納付の拡大」です。現在、地方税の手続におきまして、eLTAXを使った申告については、特別区民税、都民税、軽自動車税の申告等々、また、電子納付をすることができますが、この対象の品目等々が増えるものです。

実際に増える税目につきましては、特別区たばこ税と入湯税も地方税としてございまして、こういった品目もeLTAXを使ってできるようになるものでございます。併せて、電子納付についてもできるようになるというところで、この手続を追加させていただくところでございます。

次のページをご覧ください。まず、納税義務者が、地方税共同機構のサイトに申告情報を入力する形になります。そうしますと、ASP事業者を経て、新宿区に申告データが送られてくるという形になります。また、電子納付につきましても同様で、こちらeLTAXシステムで、クレジット等で電子納付した場合、その納付した情報が新宿区に同様の形で送られることとなります。

最後になりますが、No. 30、「福祉サービス第三者評価委託」です。保育園・こども園につきましては、福祉サービスの第三者評価という形で、園の評価を第三者にさせていただいているところでございます。これまでは全てアナログで、紙、電話等々で行っていたところを、今年度からはWebアンケートも導入することになり、Webアンケートの実施の際に、保護者のメー

ルアドレス等を取得いたしますので、かけさせていただいたところでございます。

次のページをご覧ください。まず、保護者にはQRコードが送られてきますので、そのQRコードを読み取っていただき、メールアドレスを登録しますと、URLが記載されたメールが保護者に送られますので、URLをタップしますとアンケートが出てくる仕組みになります。

【会長】最後に何かご意見ございますか。

【栗原委員】ご説明ありがとうございました。最後の10個のところ、いくつかデータベースを含めた外部サーバ、委託先が情報を管理するケース等々が出てきたかと思いますが、昨今、情報をどこに保管しておくかということで、日本国外にアクセスできるものであったり、閲覧ができるという問題、LINEの件を含めて出てきている中で、例えば、国内法が適用されるサーバ環境、このあたりの基準がどういったところで設定されているのか、もし、ありましたらお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【情報システム課長】AWS、あるいは、Azureですとか、様々ご指摘のとおり、サーバの環境によって不具合になることや、何か争いになった場合、裁判所はどこになるのかというところは、我々も注視しておりまして、そのことについて、課題の1つとは思ってはいます。

例えば、今検討しているのは、新宿区の方で直接Azureを利用する、あるいはAWSを利用するといった場合については、契約の中で、国内法を適応できるように、サーバ等を国内、できれば管轄も東京ということでできるかどうかというのは、今後対応してもらえるように交渉していくということで考えていますが、直接契約しない委託先の場合についてはどのようになるかというのは、今後、確認をしまして、国内で当たっていきたいと考えております。

【区政情報課長】個人情報を取り扱う事業を実施するに当たって、チェックリストの中で、これまで審議会でもいろいろ指摘されておまして、例えば、No. 23の2枚目を見ていただきますと、委託事業者の2つ目の黄色の一番下に、国内法が適用されるサーバ環境というところは、チェックリストに入れさせていただいておりますので、この事業を実施するに当たっては、国内法が適用されるサーバか確認させていただいております。

【栗原委員】ありがとうございます。国内法が適用されるサーバ環境といった場合ですが、そのあたりの基準といたしますか、どこまで精査していくのかというところは非常に難しいと思っております。現時点で答えを出すのは難しいと思っておりますが、例えば、国の個人情報保護委員会を含めて、どのような形で進めていくのが新宿区としてよさそうか、ご意見等があればお伺いできればと思ったのですが、いかがでしょうか。

【区政情報課長】先ほど情報システム課長から話もございましたので、その辺りについては関

係部署等にも確認させていただきまして、どのようなところを確認すれば、安全に適用されるかについては、確認をしながら今後、生かしていければと考えております。

【栗原委員】ありがとうございます。

【会長】ほか、いかがでしょうか。これで第2回の会議を閉じさせていただきます。ご苦労さまでした。

午後12時05分閉会